

山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、鳥栖市（以下「発注者」という。）が発注する山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務目的）

本業務は、九州横断自動車道 長崎自動車道の山浦パーキングエリア付近へのスマートＩＣ設置の必要性や整備効果を検討するとともに、スマートＩＣ及びアクセス道路の概略設計等を行い、スマートＩＣ設置のための基礎資料を作成することを目的とする。

第3条（業務対象地域）

本業務の対象範囲は、山浦パーキングエリア周辺（山浦パーキングエリア含む）とする。

第4条（法令等の遵守）

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条（業務計画）

受注者は、本業務実施にあたり以下の書類を提出し承諾を得るものとする。

なお、業務計画書には、契約図書に基づき、業務概要・実施方針・業務工程表・担当技術者・管理技術者・職務分担表・打合せ計画・連絡体制（緊急時を含む）等を記載すること。承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

なお、技術者については資格の登録証書あるいは事業主が認めることを証明する書類を添付するものとする。

- （１）実施計画書
- （２）着手届
- （３）工程表
- （４）管理技術者届出書（経歴書添付）

第6条（貸与資料）

受注者は、業務上必要となる図面及び資料等について、発注者に貸与を求めることができる。貸与資料については、破損、滅失及び盗難等の事故がないよう十分配慮し、慎重に取扱うものとし、業務完了後は速やかに返還するものとする。

第7条（報告の義務）

受注者は本業務実施期間中、業務の進捗状況を発注者に随時報告するものとする。

第8条（損害賠償）

受注者は本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

第9条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

第10条（費用の負担）

業務の検査等にとまなう必要な費用は、本仕様書に明記のない事項であっても、原則として受注者の負担とする。

第11条（管理技術者・代表担当技術者・照査技術者）

受注者は管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 管理技術者は、技術士法に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画または道路）又は技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画または道路）又は、RCCM（都市及び地方計画または道路）のいずれかの資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な協議には出席しなければならない。
- 3 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

第12条（土地の立入り等）

受注者が業務のため、国、公有又は私有の土地に立入り又は、一時使用する場合はあらかじめ発注者に報告し、土地所有者の承諾を得て行うものとする。

- 2 土地の立入りを行う場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった時はこれを提示しなければならない。
- 3 地元住民と十分協調を保ちいたずらに摩擦等をおこさないよう心掛けなければならない。特にみだりに地元住民の感情を刺激することがないよう言動には十分留意しなければならない。
- 4 作業の必要上生じる土地の使用、伐採、工作物の除去又は一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するとともに、必ず所有者の承諾を得なければならない。この場合、伐採、工作物の除去は最小限にとどめるものとする。

第13条（秘密の保持）

受注者は本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について発注者の許可なく転用もしくは他に漏らしてはならない。

第 14 条（個人情報保護に関する情報セキュリティ）

受注者は行政や権利者等の個人情報等の漏洩防止について、業務実施計画書に情報セキュリティに関する対策について記載するとともに、本業務の履行に関するすべての行政情報等の適正な管理のため、適切な個人情報管理体制及びセキュリティ体制を確保し、業務を進めなければならない。

第 15 条（完了）

受注者は業務完了と同時に完了届、納品書とともに成果品を納入し、発注者の完了検査を受けなければならない。なお、修正を要する場合には速やかにこれを行い、再度検査を受けるものとする。

第 16 条（瑕疵の修正等）

受注者は本業務完了後といえども受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第 17 条（成果品の帰属）

本業務における成果はすべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製したり、他に公表、貸与したりしてはならない。

第2章（業務内容）

本業務の内容は以下のとおりである。

1. スマート I C 整備効果検討
2. スマート I C 及びアクセス道路の概略設計
3. まちづくりの方針検討
4. 関係機関との協議資料作成及び補助
5. 報告書作成
6. 打合せ協議

第1条（スマート I C 整備効果検討）

1) 事業の概要整理

山浦スマート I C の事業概要について、下記の視点より整理を行う。

- ① 事業概要
- ② 地域の状況（社会情勢の変化等）

なお、資料作成に当たっては、過年度業務にて作成された資料を活用し、内容について補足・修正を行うものとする。

2) 事業の効果及び必要性

事業の効果及び必要性について、下記の視点より整理し、資料作成を行う。

効果及び必要性の検討については、過年度実施した検討結果を活用し、またあらたな視点から整理を行うものとする。

なお、必要に応じて関係各所へのヒアリング調査を行うものとし、実施に際しては監督職員と協議の上行うものとする。

第2条（スマート I C 及びアクセス道路の概略設計）

過年度業務にて実施した山浦パーキングエリア周辺へのスマート I C 設置の検討結果を活用し、スマート I C 及びアクセス道路の概略設計を行うものとする。

なお、アクセス道路について、鳥栖市の将来計画や各拠点からのアクセス性を考慮したルート計画とし、スマート I C 候補地とともに地形図（1/2500）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき、可能と思われる各線形を選定し、図上で 50m ピッチの縦横断の検討及び土量計算、主要構造物の数量、概算事業費の算出し、比較案及び最適案の提案を実施するものとする。なお、最適案については、平面図及び 50m ピッチの縦横断図の作成を行うものとする。

第3条（まちづくりの方針検討）

当該地域における交通処理上の問題点について交通量推計を含めて整理した上で、まちづくりの方向性を検討し、まちづくりの観点からの将来におけるスマート I C 及びアクセス道路設置の必要性を検証する。

第4条（関係機関との協議資料作成及び補助）

山浦パーキングエリア付近へのスマート I C 導入に向けた関係機関との協議資料の取り纏めを行うとともに、協議時の補助を行うものとする。

第5条（報告書作成）

業務の目的を踏まえ、検討内容等をまとめた報告書を作成する。また、説明資料として活用できる概要版も作成する。

第6条（打合せ協議）

打合せは、業務着手時、中間時（1回）、成果品納入時の3回を想定している。

第7条（成果品）

本業務の成果品については以下のとおりとする。

- ・ 報告書 2 部
- ・ 概要版 5 部
- ・ 電子データ 1 式